

お客さま各位

株式会社イーネットワークシステムズ

電気料金改定および約款変更のお知らせ

拝啓 平素は株式会社イーネットワークシステムズ（以下「当社」といいます。）が提供するアクアコインでんきをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この度当社では、2024年4月からの発電側課金制度※1の導入およびレベニューキャップ制度※2における「託送供給等に係る収入の見直し※3」に基づき、各一般送配電事業者から申請された託送供給等約款の認可に伴う託送料金※4等の見直しを踏まえ、2024年5月分の電気料金から料金改定することといたしましたのでご案内申し上げます。

また、同じく2024年4月からの容量市場※5の開始に伴い、小売電気事業者である当社は電気事業法に従い容量拠出金を負担する義務を負います。こうした電力調達環境の変化を受け、2024年4月電気料金から電源調整調達費の算定式の一部である調整単価（調整項）に新たに調整すべき費用として容量拠出金相当額を含め算定いたします。

毎月の電気料金に影響が出ますので、必ずご一読いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 新料金の適用日

2024年5月分の電気料金から適用

2. 変更内容

(1) 別紙料金表の料金単価を改定

2024年4月からの発電側課金制度※1の導入等に伴い、各一般送配電事業者の託送料金の変更により当社がお客さまからお支払いいただく託送料金相当額が変更されるため、その分料金に反映いたします。

※詳細は、＜電気料金改定一覧＞または約款料金表をご参照ください。

(2) 容量拠出金および容量拠出金相当額の規定への明確化

2024年4月からの容量市場※5の開始に伴い、2024年4月電気料金から電源調整調達費の算定式の一部である調整単価（調整項）に新たに調整すべき費用として容量拠出金相当額を含め算定いたします。それに伴い、容量拠出金および容量拠出金相当額について規定に明確化いたしました。

※詳細は、約款第3条（定義）25.（容量拠出金）および約款別紙4、調整単価（調整項）3.（容量拠出金相当額）をご確認ください。

(3) 契約電力の単位に関する規定の明確化

電力需要の契約電力について、単位の規定を運用に合わせ明確化いたしました。

※詳細は、約款第4条（単位および端数処理）(3)をご確認ください。

(4) 料金のお支払いに必要な情報のお申し出についての規定の明確化および規定の追加

お客さまには、料金のお支払いに必要な情報を当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただいておりますが、その規定を明確化いたしました。

また、お客さまのご都合等により、当社が指定する期限までに料金のお支払いに必要な情報を当社が指定した様式により当社にお申し出いただけない場合は、当社から契約を解除できる旨の規定を追加いたしました。

※詳細は、約款第18条（料金その他の支払方法）(3)および約款第37条（当社からの解除等）(3)ハをご確認ください。

3. 変更後の電気需給約款

https://www.enetsystems.co.jp/img/index/yakkan_aquacoin_20240401.pdf

4. (参考)

- ※1. [発電側課金の導入に向けた対応について](#) (出典元：経済産業省 資源エネルギー庁)
- ※2. レベニューキャップ制度については、各一般送配電事業者のホームページをご参照ください。
[北海道電力ネットワーク株式会社](#)・[東北電力ネットワーク株式会社](#)・[東京電力パワーグリッド株式会社](#)
[中部電力パワーグリッド株式会社](#)・[北陸電力送配電株式会社](#)・[関西電力送配電株式会社](#)
[中国電力ネットワーク株式会社](#)・[四国電力送配電株式会社](#)・[九州電力送配電株式会社](#)
- ※3. 託送供給等に係る収入の見通しとは、レベニューキャップ制度において、一般送配電事業者が託送供給等の業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入として算定したものです。
- ※4. [託送料金とは](#) (出典元：経済産業省 資源エネルギー庁)
- ※5. [くわしく知りたい！4年後の未来の電力を取引する「容量市場」](#)
(出典元：経済産業省 資源エネルギー庁)

5. 本件に関するお問い合わせ窓口

株式会社イーネットワークシステムズ コールセンター
0570-091-710 受付時間 10:00～18:00 (平日)

今後も皆さまのご期待にお応えできますようサービス向上に努めてまいりますので、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上